

平成 30 年度第 3 回 加賀市国民健康保険運営協議会

日時 平成 31 年 2 月 19 日（火）
19：30～21:00

会場 市民会館 2 階第 2 会議室

1. 開 会
2. 挨 拶（健康福祉部長）
3. 審議事項
 - ①平成 31 年度国保運営について
 - ②こども減免の状況について
 - ③平成 31 年度保健事業の重点事業（案）について
 - ④その他（条例の改正、前回の確認事項など）
4. 閉 会

①平成 31 年度国保運営について

平成30年度 国民健康保険特別会計決算見込み (1月時点)

(1) 歳入

(百万円)

款	現計予算	H30年度 決算見込み	差額
1 国民健康保険税	1,398	1,456	58
4 都道府県支出金	5,348	5,462	114
5 財産収入	1	1	0
6 繰入金	827	816	-11
うち、基金から繰入			
賦課限度額差額分		8	
子ども均等割減免分		13	
一般会計繰出分		150	
7 繰越金	120	120	0
8 諸収入	29	36	7
合計	7,723	7,891	168

(2) 歳出

(百万円)

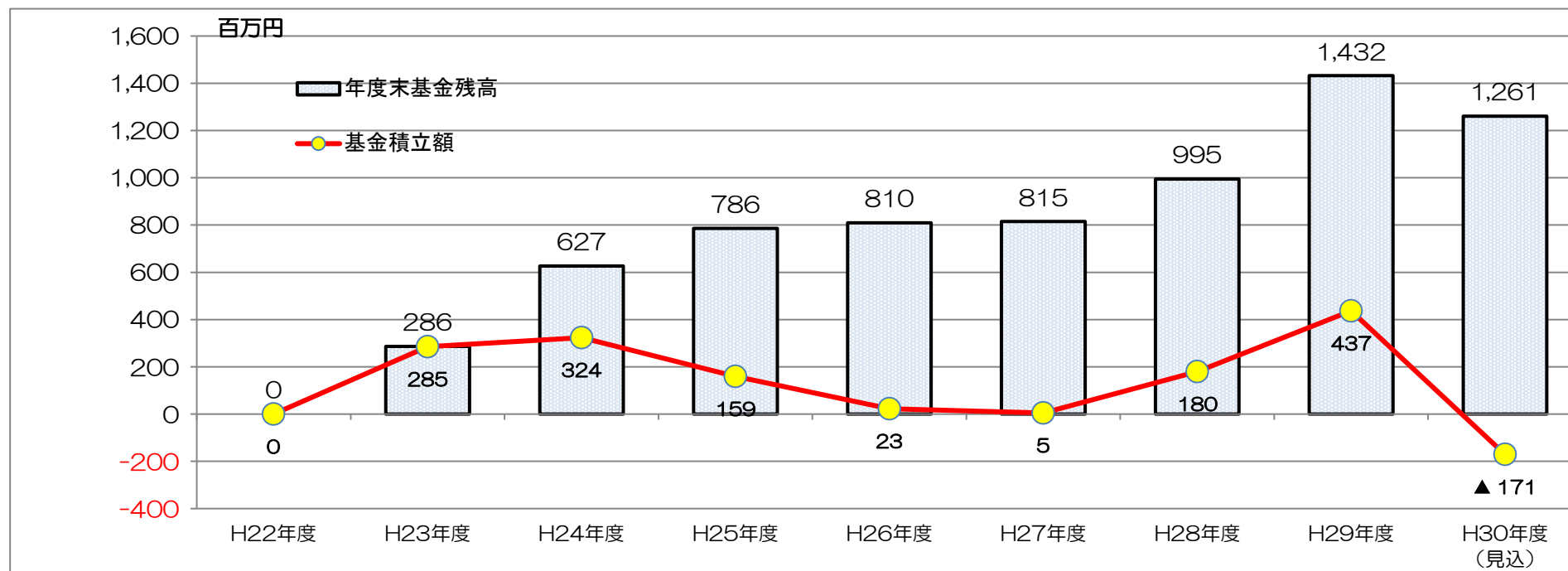
款	現計予算	H30年度 決算見込み	差額
1 総務費	179	159	-20
2 保険給付費	5,248	5,363	115
3 保健事業費納付金	1,910	1,911	1
4 共同事業拠出金、	0	0	0
6 保健事業費	86	86	0
7 基金積立金	1	1	0
8 公債費	1	1	0
9 諸支出金	297	293	-4
うち、一般会計繰出		150	
10 予備費	1	0	-1
合計	7,723	7,814	91

(1)歳入－(2)歳出

77

H30年度決算見込みは 77 百万円の黒字となるが、この分は第三者納付金等、平成30年度精算のための費用として翌年度へ繰り越し

加賀市 国民健康保険事業調整基金残高の推移



	H22年度	税率改正		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	国保広域化 税率改正 H30年度 (見込)
歳入歳出差引額 (翌年度への 繰越額を含む)	100	H23年度	H23年度	434	238	115	95	330	444	77
基金積立額	0	285	324	159	23	5	180	437	▲ 171	▲ 171
		うち、基準外繰入 179	うち、基準外繰入 203							うち、一般会計繰出 ▲ 150
年度末基金残高	0	286	627	786	810	815	995	1,432	1,261	

石川県国民健康保険事業納付金及び加賀市の標準保険税率

◎納付金

	平成30年度 1人あたり納付金		平成31年度 1人あたり納付金	
	(H30. 1. 17公表)	順位	H29前期高齢者精算前	順位
金沢市	136, 568	1	143, 714	2
小松市	129, 683	3	137, 397	4
七尾市	119, 772	11	124, 269	12
加賀市	126, 986	8	134, 226	7
輪島市	114, 689	15	115, 584	17
珠洲市	108, 811	17	102, 367	18
羽咋市	120, 657	10	115, 589	16
かほく市	118, 511	13	125, 820	11
白山市	129, 401	4	136, 647	5
能美市	125, 831	9	136, 491	6
川北町	101, 085	19	129, 805	9
野々市市	134, 354	2	150, 421	1
津幡町	127, 836	6	126, 827	10
内灘町	127, 494	7	137, 738	3
志賀町	119, 586	12	120, 441	13
穴水町	117, 498	14	99, 367	19
宝達志水町	101, 177	18	119, 081	14
中能登町	112, 648	16	115, 855	15
能登町	128, 855	5	134, 113	8
県平均	129, 170		135, 611	

◎標準保険税率

	平成30年度 標準保険税率（医療・支援・介護の合計）		
	所得割	均等割	平等割
金沢市	12. 38	52, 484	34, 087
小松市	12. 19	52, 043	33, 388
七尾市	11. 22	47, 432	30, 938
加賀市	11. 44	48, 369	31, 524
輪島市	10. 50	44, 687	28, 825
珠洲市	10. 49	44, 609	28, 818
羽咋市	11. 07	47, 092	30, 374
かほく市	11. 06	46, 966	30, 365
白山市	11. 67	49, 552	32, 067
能美市	11. 37	48, 393	31, 180
川北町	9. 06	39, 098	24, 671
野々市市	11. 76	50, 169	32, 248
津幡町	11. 80	50, 109	32, 424
内灘町	11. 74	49, 834	32, 250
志賀町	10. 81	45, 658	29, 805
穴水町	11. 50	48, 881	31, 587
宝達志水町	9. 12	39, 051	24, 938
中能登町	10. 55	44, 579	29, 058
能登町	11. 34	48, 089	31, 194

平成31年度

加賀市の標準保険税率 （医療・支援・介護の合計）		
所得割	均等割	平等割
12. 59	53, 310	35, 020

- ・ 1人あたり保険給付費の増、交付金の減が見込まれ、1人あたりの納付金の額が増となりました。
- ・ 納付金の額が増となったことから、県が提示する標準保険税率も増となりました。

（※）H31年度の納付金は、H29に過大交付となった前期高齢者交付金の精算分を加えたものになります。

ただし、精算分はH29国保特別会計決算の過大交付分（国民健康保険事業調整基金積み立て分）を活用するため標準税率の算定には影響しません。

平成30年度税率と平成31年度標準税率試算結果の比較

平成30年度税率 (A)

	応能割	応益割		均等割 + 平等割
	所得割	均等割	平等割	
医療	7.36%	27,600	20,800	48,400
支援	2.20%	8,900	6,200	15,100
介護	1.88%	9,700	4,400	14,100
医療+支援	9.56%	36,500	27,000	63,500
医療+支援 +介護	11.44%	46,200	31,400	77,600

平成31年度標準税率試算結果 (B)

	応能割	応益割		均等割 + 平等割
	所得割	均等割	平等割	
医療	8.02%	32,419	22,664	55,083
支援	2.36%	9,503	6,644	16,147
介護	2.21%	11,388	5,712	17,100
医療+支援	10.38%	41,922	29,308	71,230
医療+支援 +介護	12.59%	53,310	35,020	88,330

平成31年度標準税率試算結果と
平成30年度税率の差 (B-A)

	応能割	応益割		均等割 + 平等割
	所得割	均等割	平等割	
医療	0.66%	4,819	1,864	6,683
支援	0.16%	603	444	1,047
介護	0.33%	1,688	1,312	3,000
医療+支援	0.82%	5,422	2,308	7,730
医療+支援 +介護	1.15%	7,110	3,620	10,730

- ◎ 応能割(所得割)について、医療・支援・介護の区分と賦課方式との全ての組み合わせで現行を上回る。
(医療+支援で0.82%、医療+支援+介護で1.15%)
- ◎ 応益割について、医療・支援・介護の区分と賦課方式との全ての組み合わせで現行を上回る。
(医療+支援で差額7,730円、医療+支援+介護で10,730円)

平成31年度加賀市国民健康保険税率について

◎ 平成31年度標準保険税率（一般分）

「納付金」の内訳

交付金・補助金・過年度徴収などで充当する額
312,426千円
前期高齢者交付金「市町精算分」
89,429千円
※国保事業調整基金対応
「保険税額」 加賀市が保険税で集める額
1,708,764千円

合計 **2,110,620千円**

◎ 納付金を加賀市から石川県へ納付します

「保険税課税額」の内訳

「保険税収納額」
1,470,478千円
現年末収納分
143,025千円
「基盤安定交付金（軽減分）」
238,286千円
(県・市から繰り入れ)

合計 **1,851,789千円**

◎ 収納率を考慮するため、保険税額より大きな額になります

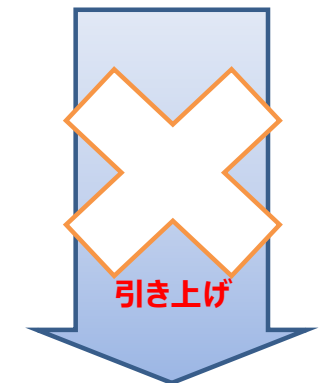
県は、必要な保険税課税額から課税所得額、被保険者数、世帯数、所得割：均等割：平等割＝50:35:15などを基に、市町毎に「標準保険税率」を算出

県が提示する平成31年度
加賀市国民健康保険標準保険税率

	応能割	応益割	
	所得割	均等割	平等割
医療分	8.02%	32,419円	22,664円
支援金分	2.36%	9,503円	6,644円
介護分	2.21%	11,388円	5,712円

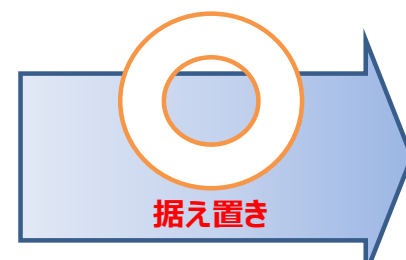
- ・1人あたり医療費の増から、県が提示する標準保険税率は引上げとなった。
- ・保険税率を据え置きした場合、約147百万円の不足が見込まれる。
- ・平成30年度末の国保事業調整基金残高の見込みは約1,300百万。

◎ 以上から、国保事業調整基金を活用し、平成31年度の加賀市国民健康保険税率は、**現行（平成30年度）の保険税率を据え置く**こととしたい。



平成30年度加賀市国民健康保険税率

	応能割	応益割	
	所得割	均等割	平等割
医療分	7.36%	27,600円	20,800円
支援金分	2.20%	8,900円	6,200円
介護分	1.88%	9,700円	4,400円



(基金対応147,404千円)

平成31年度加賀市国民健康保険税率

	応能割	応益割	
	所得割	均等割	平等割
医療分	7.36%	27,600円	20,800円
支援金分	2.20%	8,900円	6,200円
介護分	1.88%	9,700円	4,400円

歳入

歳出

県から示される標準保険税率を参考に加賀市が税率を決定

県へ納付する国民健康保険事業費納付金(医療分:介護分:支援分)のほか、出産育児一時金・保健事業などに充てられる

制度改革後、これまでの財政補填的な交付金のほか、保険給付費を受け入れる

・普通交付分
【普通交付金】
保険給付費分(出産育児一時金・葬祭費等を除く)

・特別交付分
【保険者努力支援分】
保険者の医療費適正化や課題の取り組み状況により交付

【特別調整交付金】
事業に係る付金、直診施設操出金など

【都道府県繰入金】
これまでの財政調整交付金特別交付分

【特定健康診査等負担金】
これまでの国・県の合計

利子及び配当金

一般会計からの繰り入れ

・保険基盤安定繰入金
4分の3は県から国分も含めて交付(一般会計歳入)

・職員給与費等繰入金

・出産育児一時金等繰入金
一般会計から3分の2を繰り入れ

・財政安定化支援事業繰入金
地方交付税の国保特別会計繰り入れ分

延滞金、第三者納付金、返納金など

款	款名称	
1	国民健康保険税	1,432 百万円 18 %
4	県支出金	5,364 百万円 69 %
	《内訳》	
	普通交付分	5,239 百万円 67.5%
	特別交付分	125 百万円 1.6%
5	財産収入	1 百万円
6	繰入金	930 百万円 12 %
8	諸収入	34 百万円

7,761 百万円

款	款名称	
1	総務費	164 百万円 2 %
2	保険給付費	5,264 百万円 68 %
3	国民健康保険事業費納付金	2,114 百万円 27 %
6	保険事業費	90 百万円
9	諸支出金	126 百万円
-	その他の支出	3 百万円

7,761 百万円

主に職員給与費、物件費(国保連合会への負担金、納税組合助成費など)

療養の給付について保険者が負担する療養給付費、療養費、高額療養費及び出産育児一時金、葬祭費等のその他の保険給付に係る支出の合計

平成30年度から県支出金の普通交付分が財源(出産育児一時金・葬祭費等を除く)

・療養給付費
診察、薬剤、処置、手術等の治療、病院への入院、看護について保険者が負担する額
・療養費
主に柔道整復・あんま・マッサージ・針灸
・高額療養費
被保険者が受けた療養に関する一部負担金の額が一定の額を超えた場合、その超える額について保険者が給付する額
・審査支払手数料
国保連への審査支払事務委託諸経費

平成30年度から県が国民健康保険事業費納付金を算定し、市は国民健康保険税、交付金、繰入金などを財源として県に納付する

算定にはこれまでの平成30年度以前に各市町が運用していた歳入、歳出を含める

《平成31年度国民健康保険事業納付金の内訳》

・医療給付分 1,555百万円

・後期高齢者等支援金分 404百万円

・介護納付金分 155百万円

納付金の額を基に、各市町の国保税の標準保険税率が算定される

保険者が保険給付又は被保険者の健康の維持増進等のために行う事業費(特定健診、人間ドック助成費など)

保険税還付金、直営診療施設勘定操出金など

4款共同事業拠出金、7款基金積立金、8款公債費、11款予備費

(歳入-歳出) 0百万円(うち326百万円基金取崩し)

平成31年度 国民健康保険事業調整基金について

1 保険税率据え置きに伴う対応（標準保険税率増に伴う対応） 147,404千円

・県が示す標準保険税率は上昇したが、現行税率に据え置くことにより不足する保険税を賄う
（賦課限度額を政令の水準に引き上げるまでの負担緩和分を含む）

2 前期高齢者交付金精算分 89,429千円

・平成29年度に、社会保険支払基金から加賀市に過大交付された、前期高齢者交付金の精算のための返還金
（加賀市から石川県への納付金には含まれるが、標準保険税率の算定には含まれない。）

3 子ども均等割減免分 12,298千円

・平成31年度において、子どもに係る均等割減免による減収分を全額賄う

4 一般会計繰出分 100,000千円

・平成23年、平成24年に一般会計から国保特別会計に基準外繰り入れ分の精算

5 雑入 ▲22,590千円

・第三者納付金や医療費の返還金等で歳入となるもの

平成31年度国民健康保険事業調整基金取崩見込み額（A）	合計	326,541千円
-----------------------------	----	-----------

平成30年度末国保事業
調整基金残高見込み額

12億6,100万円

—

平成31年度国保事業
調整基金取崩見込み額（A）

3億2,600万円

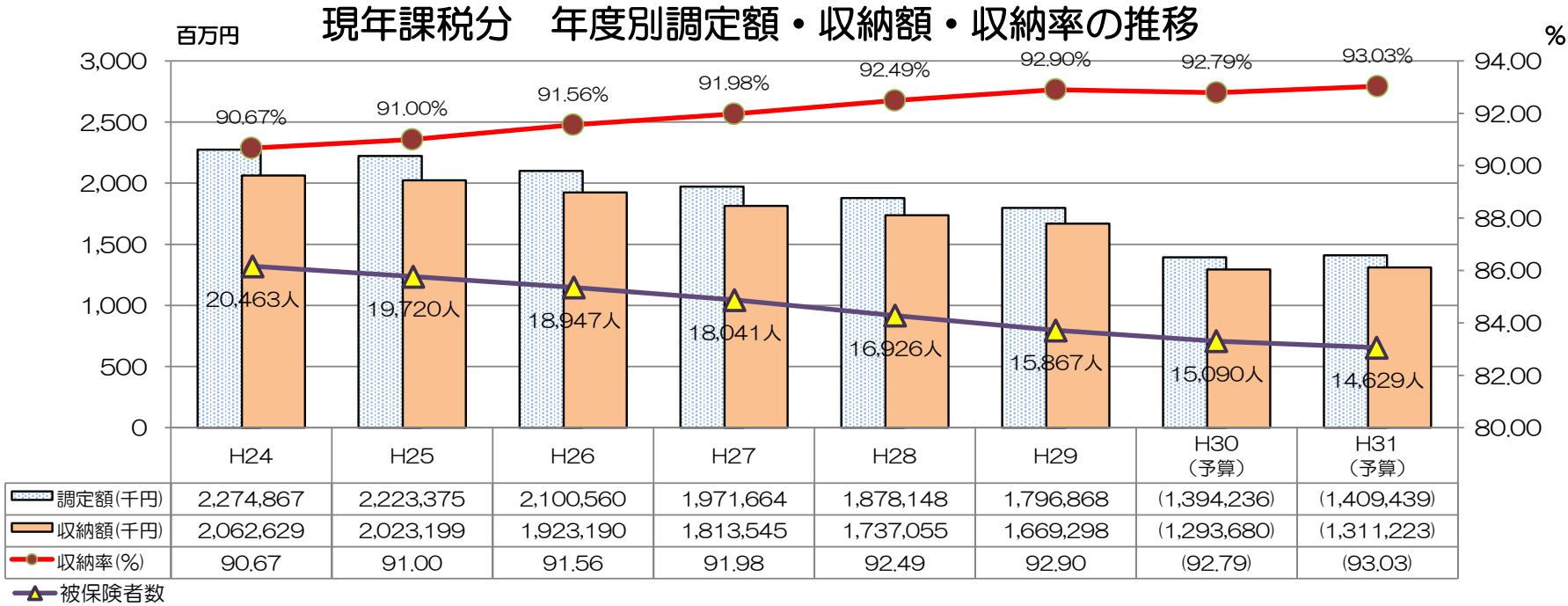
=

平成31年度末基金残高

9億3,500万円

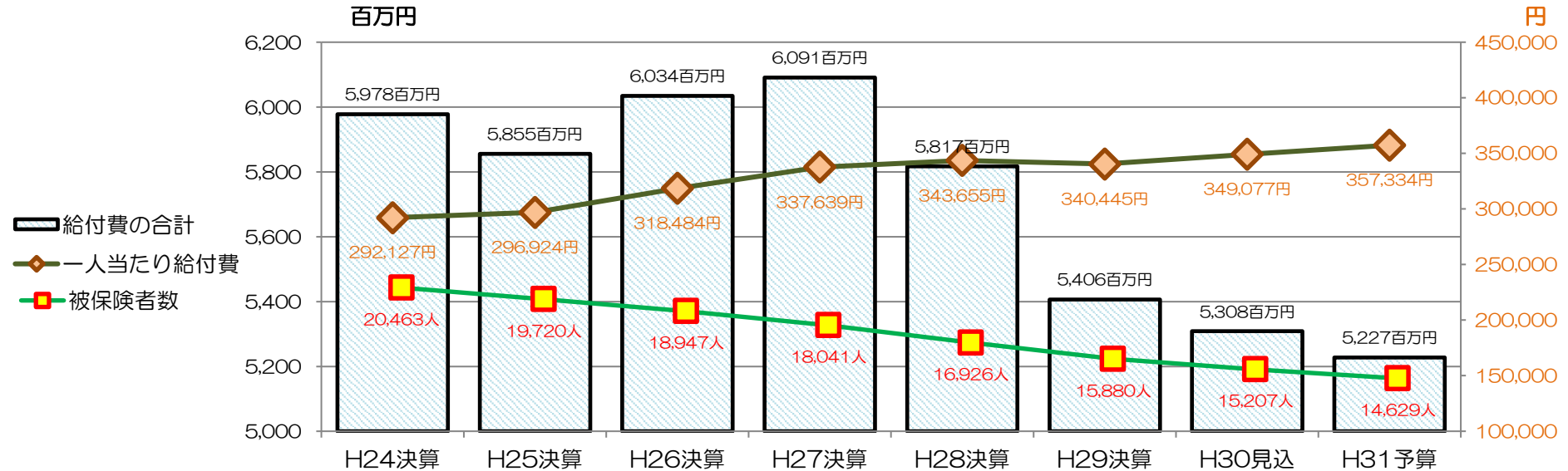
年度別調定額・収納額・収納率一覧表

				H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 (予算)	H31 (予算)	子ども減免分の 差し引きあり
保 険 税	現 年 課 税 分	調定額 A	千円	2,274,867	2,223,375	2,100,560	1,971,664	1,878,148	1,796,868	(1,394,236)	(1,409,439)	
		収納額 B	千円	2,062,629	2,023,199	1,923,190	1,813,545	1,737,055	1,669,298	(1,293,680)	(1,311,223)	
		収納率 C	%	90.67	91.00	91.56	91.98	92.49	92.90	(92.79)	(93.03)	
		1人当たり 保険税額 A/D	千円	111.17	112.75	110.87	109.29	110.96	113.25	(92.39)	(96.35)	
	滞 納 繰 越 分	調定額	千円	1,387,498	1,355,391	1,383,043	1,339,443	1,339,443	1,218,301	(1,138,020)	(1,063,079)	
		収納額	千円	117,405	107,868	102,110	104,947	104,946	145,403	(121,019)	(121,019)	
被保険者数 D (年平均)			人	20,463	19,720	18,947	18,041	16,926	15,867	(15,090)	(14,629)	



国民健康保険給付費の推移（一般＋退職）

			H24決算	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30見込	H31 予算
・療養給付費 ・療養費 ・高額療養費	合計	千円	5,977,803	5,855,345	6,034,318	6,091,347	5,816,698	5,406,263	5,308,420	5,227,439
	前年比	%	0.978	0.980	1.031	1.009	0.955	0.929	0.982	0.985
	一人当たり 給付額	円	292,127	296,924	318,484	337,639	343,655	340,445	349,077	357,334
	前年比	%	1.019	1.016	1.073	1.060	1.018	0.991	1.025	1.024
・高額療養費 （再掲）	合計	千円	677,058	650,075	712,579	739,152	747,659	689,755	667,463	656,566
	前年比	%	0.972	0.960	1.096	1.037	1.012	0.923	0.968	0.984
	一人当たり 給付額	円	33,087	32,965	37,609	40,971	44,172	43,435	43,892	44,881
	前年比	%	1.013	0.996	1.141	1.089	1.078	0.983	1.011	1.023
被保険者数（年間平均）		人	20,463	19,720	18,947	18,041	16,926	15,880	15,207	14,629



②こども減免の状況について

国民健康保険税 子ども均等割減免の状況

◎平成30年度第8期（平成31年1月17日通知）により、子どもにかかる均等割減免を施行しました

○ 減免の対象となるのは、国民健康保険に加入する、平成30年4月時点で18歳未満の子どもです。

（平成30年度については、平成12年4月2日以降に生まれた方）

○ 平成30年4月からの資格状況までさかのぼって適用しました。

○ 減免の対象となる子どもについて、低所得者に対する軽減（均等割の2割・5割・7割軽減）算定後の均等割額の2分の1を減免しました。

			税減額対象の世帯	減免対象の子ども	減免額
子ども一人当りの 減免額(年)	軽減非該当世帯	18,250円 (36,500×1/2)	350世帯	549人	7,276,968円
	2割軽減世帯	14,600円 (36,500×(1-0.2)×1/2)	102世帯	171人	2,231,369円
	5割軽減世帯	9,125円 (36,500×(1-0.5)×1/2)	122世帯	237人	2,052,366円
	7割軽減世帯	5,475円 (36,500×(1-0.7)×1/2)	147世帯	242人	1,222,754円
	合計		721世帯	1,199人	12,783,457円

（年度内の資格異動や一部賦課限度額に該当する世帯があることから、減免対象の子ども数×減免額＝減免額となりません）

○ 減免後の額が賦課限度額（年間で医療分52万円・支援金分17万円）を超えている場合は、賦課限度額が税額となります。

そのため、子どもの均等割額減免を適用しても国保課税額が減額とならない世帯がありました。（66世帯）

※国保税額が減額とならない例（子ども一人の場合）

(1)子ども減免前

国保税賦課限度額 69万円
国保算定税額 72万円

課税額は賦課限度額の69万円

(2)子ども減免後

国保税賦課限度額 69万円
(72万円-子ども減免分) 70万1,750円
子ども減免分 18,250円

子ども減免があっても賦課限度額以上のため課税額は賦課限度額の69万円



(1)(2)どちらの場合も、国保課税額は賦課限度額の69万円

※被保険者で18歳未満の子どもがいる世帯で、賦課限度額により税額が減額とならなかった世帯には、個別に案内を送付しております。

◎ 平成31年度の子ども均等割減免の見込み

子ども減免 平成30年度実績（平成31年 1月時点）

世帯数	軽減対象子ども数	軽減額	
721世帯	1,199人	12,783,457円	
		医療分	支援金分
		9,666,395円	3,117,062円

子ども減免 平成31年（減少率と医療分・支援金分の割合から算定）

世帯数	軽減対象子ども数	軽減額	
694世帯	1,153人	12,297,573円	
		医療分	支援金分
		9,298,987円	2,998,586円

国民健康保険均等割（1人あたり）額

応益分	
36,500円	
医療分	支援金分
27,600円	8,900円

被保険者減少率

平成30年度被保険者 数見込み	平成31年度被保険者 数見込み	減少率
15,207人	14,629人	0.961991188

◎ 子ども均等割減免の財源について

- ・ 子どもの均等割減免の財源は、応能割である所得割の税率に上乘せすることとしている。
- ・ 平成30年度については、全額、国保事業調整基金対応とし、平成31年度から段階的に所得割に賦課する予定であった。
しかし、国保保健事業調整基金の状況や全体の保険税率を据え置きとしたことから、平成31年度の子ども均等割減免の減収分を全額国保事業調整基金対応とする。
- ・ 所得割への段階的な賦課は、平成32年度（2020年度）以降としたい。
- ・ なお、所得割に上乘せする税率は平成31年度で「0.155%」を見込んでいる。

参考

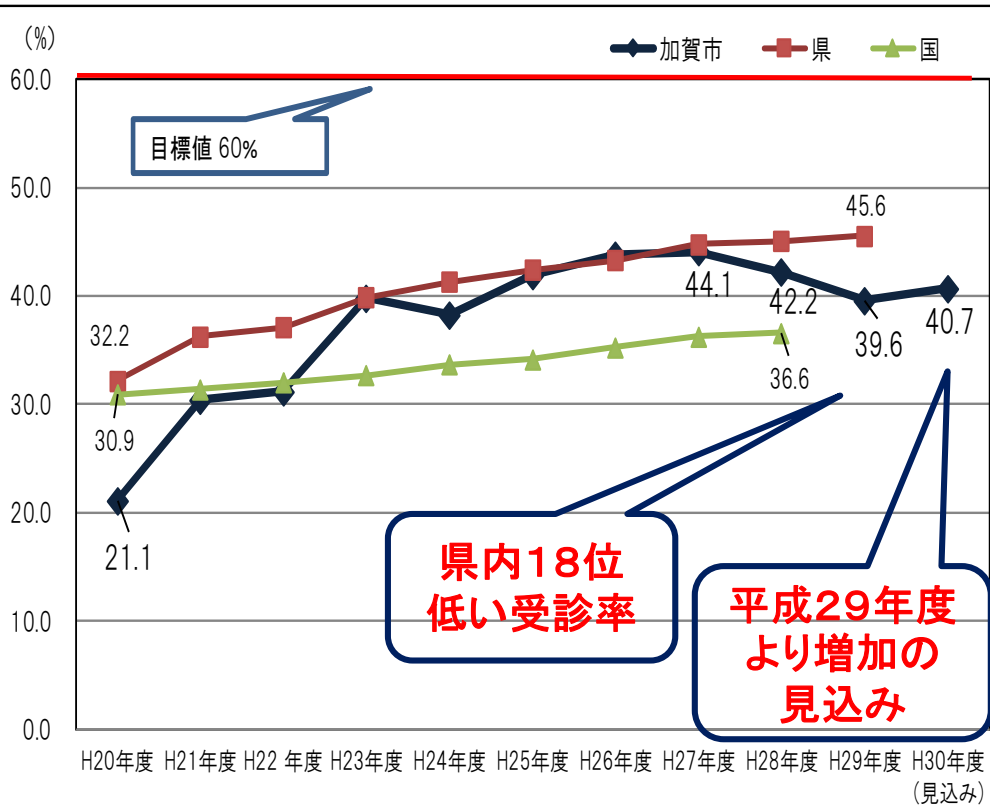
平成31年度子ども均等割減免見込み額	12,297,573円
平成31年度平均世帯数	9,546世帯
一世帯当たりの負担額	1,288円

③平成 31 年度保健事業の重点事業（案）について

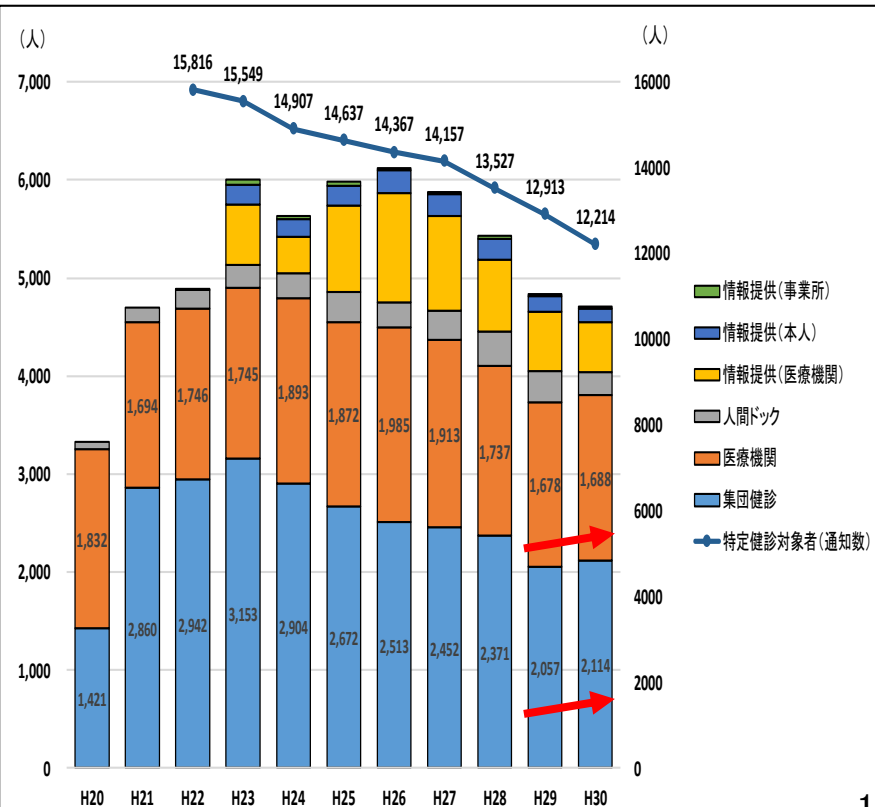
(1) 特定健診の実施状況

- ① 特定健診、若年者健診の自己負担額を減額(1,000円⇒500円)し、特定健診では心電図検査を全員に実施。
- ② 40歳・65歳の受診料無料化の継続をした。
- ・平成29年度と比較して、国保被保険者数が減少しているが、集団健診と医療機関健診の受診者数は増加しており、受診率が向上している。

特定健診受診率の推移



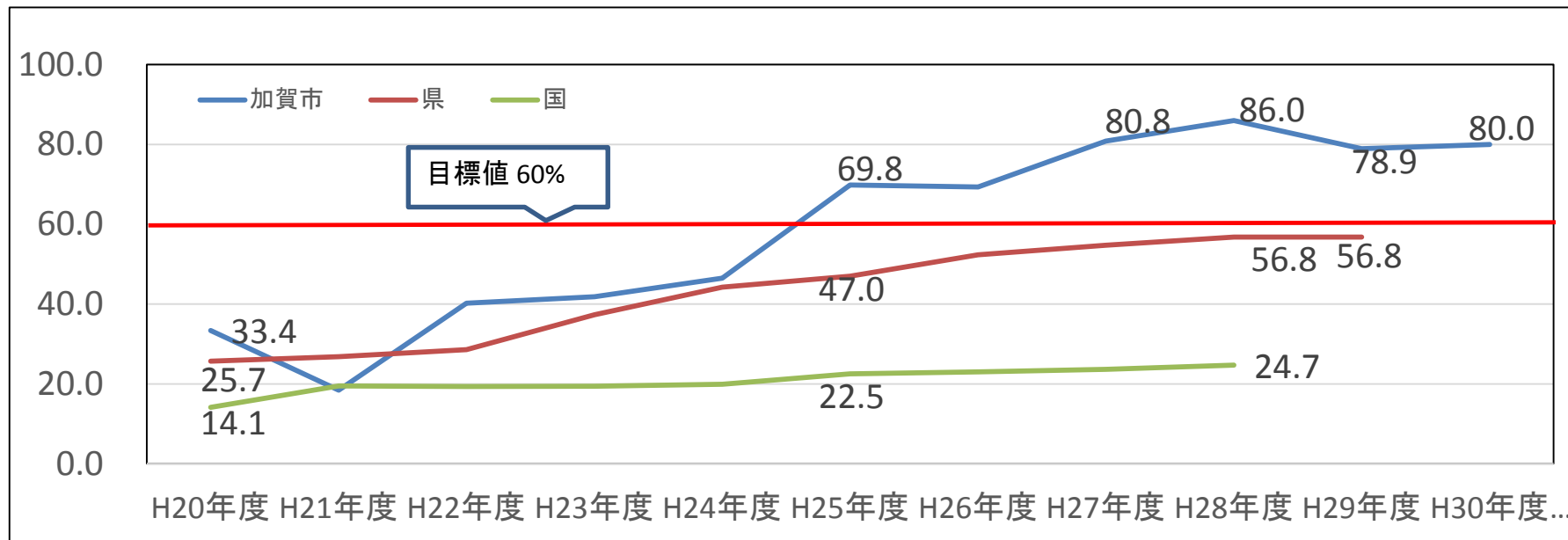
特定健診対象者及び受診者数内訳の推移



(2) 特定保健指導の実施状況

① 特定保健指導実施率の推移(県・国比較)

資料:市国保特定健診法定報告



② 特定保健指導初回面接実施率の推移

	H30年度 (H31.1 月末)	H29年度 (法定報告)
対象者数	383	369
初回面接者数	281	323
初回面接実施率	73.4%	87.5%

前年度と比べ健診受診者数の増加に伴い、特定保健指導対象者数の増加もあり、初回面接実施数は減少している。

資料:市国保特定健診保有数(1月末時点)

(3) 特定健診等受診率向上対策

①健幸ポイントカードの拡充

・ポイントの対象事業を拡充し、カード配布及びポイント付与の機会を増やした

KAGA健幸ポイントカード配布数 約17,000枚 応募数 約650件(1月末現在)

H30年度景品(予定)200名 〆切:2月28日(木)

・保健推進員や食生活改善推進員が開催する健康講座や講習会 ・ラジオ体操ステーションなど
地区での健康づくり活動にも付与

②専任職員による受診勧奨(電話や訪問)

③包括ランチからの健診受診勧奨

④医療機関への特定健診対象者の一覧表の配布と勧奨

⑤保健推進員・食生活改善推進員による健康づくりスローガンの普及・啓発 等



(4) 特定保健指導実施率向上対策

①メタボ対策(特定保健指導): 食事体験を通じた適量学習

利用者:36名(積極的支援12名、動機付け支援24名)

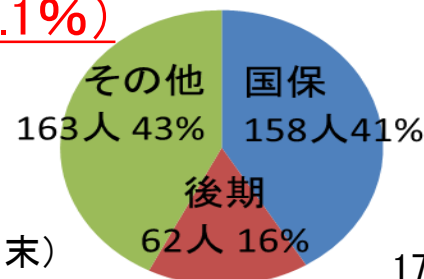
②運動施設5回利用券

利用者割合は前年度より10.3%増加した。

申込者:76名 利用者:53名(うちメタボ該当・予備群者26名、49.1%)

③KAGAタニタ健幸くらぶ

運動や食に関するセミナー:年間13回開催、歩数競争イベント等の開催



参加者内訳(H31.1月末)

(5) 生活習慣病重症化予防対策

○受診勧奨(要医療)判定値者未治療者対策

特定健診受診者のうち、受診勧奨判定値者(要医療)に対して要医療返書を活用した受診勧奨 要医療返書率52.3%

○糖尿病等治療中者重症化予防対策

医療と連携した重症化予防保健指導(糖尿病連携手帳等を活用)
保健指導実施件数49件 (うち連携手帳活用13件)

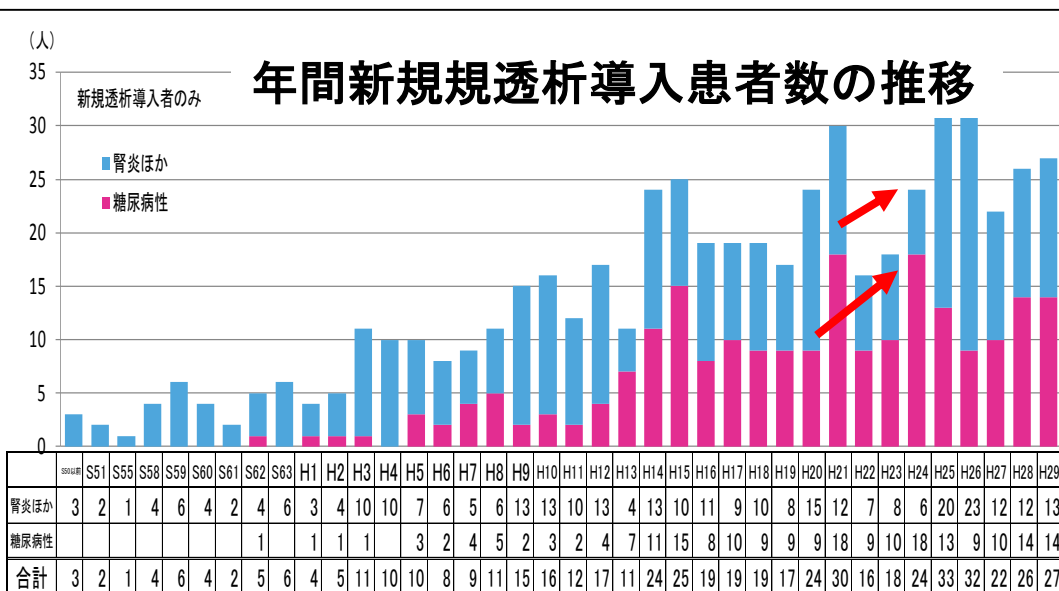


○重症化予防体制構築

加賀市糖尿病協議会との連携(歯科診療との連携)

協議会への参加 2回 (・歯科との連携について・協議会活動内容について)
研修及び症例検討会への参加 3回 糖尿病週間行事による啓発

年間新規規透析導入患者数の推移



新規透析導入患者数は、平成27年度からは再度年々増加し、糖尿病性腎症による新規透析導入者も増加している。
国の重点施策でもある糖尿病の重症化予防対策をより強化して取組む必要がある。

平成31年度の主な取組み(案)

(1) 特定健診・がん検診受診率向上対策、歯周病予防対策

新 ① よりよい健診の実施と周知の強化

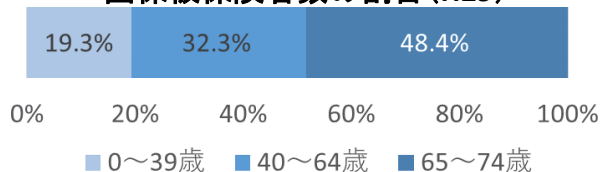
- ・受診行動につながる健診案内: 個人通知「特定健診受診券」内容のスリム化
- ・特定健診とがん検診を同一日での実施(会場: 各地区集団健診)
⇒各地区まちづくり推進協議会及び保健推進員と連携して、健診の周知に取り組む。
- ・保健事業等と同時実施
 - 6月: 「歯とお口の健康週間行事」と同時開催(会場: 市民会館)
 - 11月: アビオシティホールでの特定健診実施(市医療センターの糖尿病予防週間行事同時開催)

新 ② 健診未受診者の健診受診勧奨の強化

特定健診未受診者や糖尿病中断者リスト等の作成業務を業者に委託し、そのリストを基に職員や専任の看護師が未受診者勧奨(電話、訪問)やハイリスク者の訪問に専念して取り組めるようにする。

新 ③ 65歳がん検診無料化

国保被保険者数の割合(H29)



国民健康保険被保険者の65歳以上が約半数を占めることを受け、特定健診の無料化年齢に併せて、65歳になる者のがん検診を無料化

新 ④ 大腸がん検診の個別検診の実施

特定健診委託の医療機関において、大腸がん検診の個別検診を併せて行う体制とする。

【大腸がん検診の医療機関検診の目的と効果】

- ①大腸がん検診受診率の向上
- ②精密検査受診率の向上
- ③障がいを持った方でも気軽に受診できる

③ 歯周病検診体制の整備

○健康寿命を延伸するため、検診体制を強化する。

(歯周疾患は、脳心血管疾患、高血圧、糖尿病、糖尿病の合併症につながるリスクが高い)

○40歳代から歯周炎の割合が80%以上となるその手前から歯周病検診を行い、成人・高齢期の健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう歯の喪失を予防する。

【これまでの実施状況からの課題】

- ①歯周病検診の回数が少ない
- ②検診受診事後フォロー体制(集団検診から歯科医療機関の受診につながりが難しい)
- ③検診会場の環境の不備(適切な照明等が整備できない)

平成30年度

対 象 : 19歳以上の加賀市民
実施方法 : 集団歯周病検診を
加賀市歯科医師会へ委託
実 績 : 年3回(日曜日)
76人受診
自己負担 : 無料



平成31年度 (2019年度)

対 象 : 30歳以上の加賀市民
実施方法 : 個別歯周病検診を
加賀市歯科医師会へ委託
自己負担 : 無料

※19歳以上の加賀市民を対象とした集団歯周病検診は、歯と口の健康習慣行事のみで実施

予算内容 : 検診委託料等
(受診者見込4,132人受診率8%)

(2) 糖尿病予防対策

糖尿病の合併症のひとつである糖尿病性腎症による新規人工透析が増加していることを受け、国保の被保険者の発症予防・重症化予防の強化が重要になっている。また、広く加賀市民に対して、糖尿病への関心を高めるため「KAGA健食健歩プロジェクト」の一環として、糖尿病予防の啓発普及を強化する。

現状からの課題

- ①糖尿病を発症する前段階からの更なるアプローチ
- ②国保被保険者以外の人への幅広い周知の必要性(疾病・予防等)
- ③自己管理能力の向上

◇啓発普及

(新規) 糖尿病ウォークラリーや、11月の糖尿病週間に併せて、糖尿病の市民団体と合同で糖尿病イベントを実施する。

◇発症予防対策

ア(新規) 定例糖尿病予防相談日の設定

イ(拡大) 生活改善プログラム(タニタメニュー試食体験、運動施設無料利用券)の対象者拡大

ウ(新規) 血糖自己測定による自己の血糖変動を確認し生活習慣改善の動機付けを行う

(国保被保険者のみ)

エ(拡大) 医療機関によるメタボリックシンドロームの人への特定保健指導の実施体制の強化

(国保被保険者のみ)

◇重症化予防対策

(新規) 糖尿病治療中断者等への医療機関の糖尿病療養指導士による指導支援の実施

(国保被保険者のみ)

④その他（条例の改正、前回の確認事項など）

【 条例の改正 】

国民健康保険に係る平成31年度税制改正（予定）

1. 大綱の概要（①賦課限度額の引上げ ②低所得世帯に対する軽減の拡大）

① 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円（現行：58万円）に引き上げる。

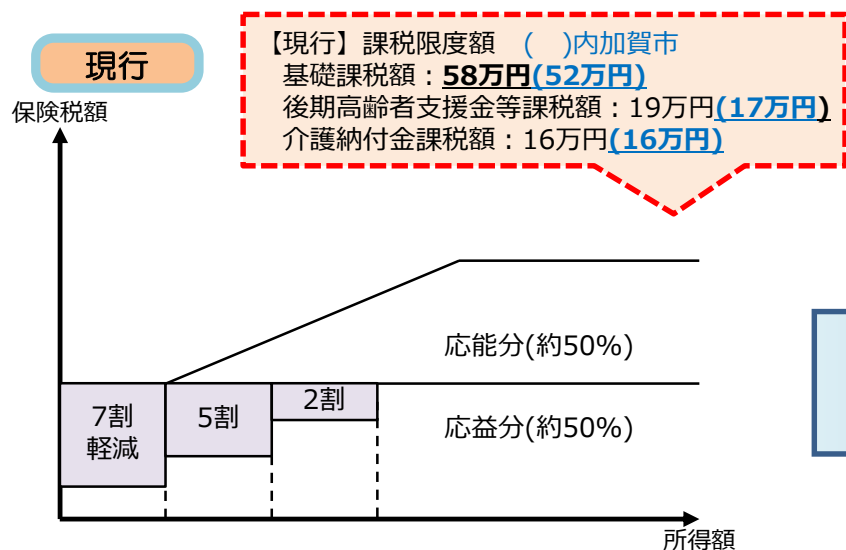
② 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28万円（現行：27.5万円）に引き上げる。
（加賀市⇒5割軽減改正前比 40世帯増 約175万円軽減額増）

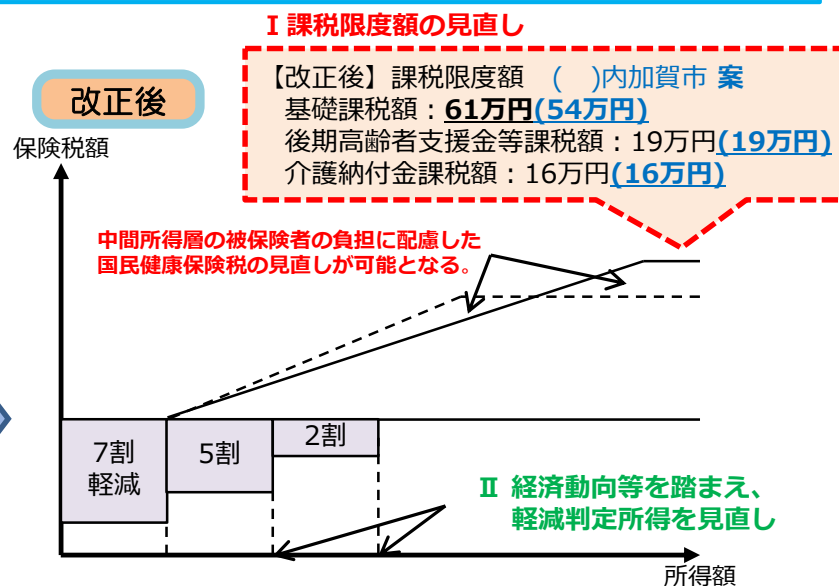
イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を51万円（現行：50万円）に引き上げる。
（加賀市⇒2割軽減改正前比 7世帯減 約6万円軽減額減）

※ 2割軽減及び5割軽減の全体で、35世帯、約170万円軽減額増
※ 軽減分は基盤安定繰入金で国県市から補填されます

2. 制度の内容



【現行】軽減判定所得
7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋27.5万円×(被保険者数＊)
2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋50万円×(被保険者数＊)



【現行】軽減判定所得
7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28万円×(被保険者数＊)
2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋51万円×(被保険者数＊)

＊ 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

加賀市国民健康保険賦課限度額改正（案）

○加賀市の賦課限度額は、政令よりも低い額。

平成30年度	政令賦課限度額
基礎課税額	(医療分) 58万円
後期高齢者支援金等課税額	(支援分) 19万円
介護納付金課税額	(介護分) 16万円
	合計 93万円

>

現行賦課限度額
加賀市
(医療分) 52万円
(支援分) 17万円
(介護分) 16万円
合計 85万円

現行賦課限度額から平成31年度賦課限度額(案)を比較した場合
210世帯で 約749万円の増額

平成31度政令・条例改正

医療分+3万円
支援分+0万円
介護分+0万円



医療分+2万円
支援分+2万円
介護分+0万円

○平成31年度を含め3年から4年を目処に段階的に政令の賦課限度額にあわせる。

平成31年度	政令賦課限度額
基礎課税額	(医療分) 61万円
後期高齢者支援金等課税額	(支援分) 19万円
介護納付金課税額	(介護分) 16万円
	合計 96万円

>

平成31年度賦課限度額(案)
加賀市
(医療分) 54万円
(支援分) 19万円
(介護分) 16万円
合計 89万円

平成31年度政令賦課限度額と平成30年度賦課限度額(案)を比較した場合
210世帯で 約755万円の減額

平成33年度～34年度の間、政令賦課限度額 = 加賀市賦課限度額

	政令賦課限度額
基礎課税額	(医療分) 61万円
後期高齢者支援金等課税額	(支援分) 19万円
介護納付金課税額	(介護分) 16万円
	合計 96万円

=

加賀市
(医療分) 61万円
(支援分) 19万円
(介護分) 16万円
合計 96万円

(見直しが無かった場合)

・政令賦課限度額に追いつくまでは国民健康保険事業調整基金を活用

加 賀 市 国 保 税 改 正 推 移

	応能割		応益割		賦課限度額 (下段 政令賦課限度額)				軽減基準 (世帯主・被保険者・特定同一世帯所属者の合計所得から判定)		
	所得割	資産割	均等割 (1人あたり)	平等割 (世帯あたり)	合計	医療分	支援分	介護分	7割軽減	5割軽減	2割軽減
平成23年度	12.30%	50.00%	46,200円	39,800円	77万円 (77万円)	51万円 (51万円)	14万円 (14万円)	12万円 (12万円)	33万円未満	33万円+(24.5万円× 世帯主以外の加入者数)	33万円+(35万円 ×加入者数)
平成24年度	12.30%	50.00%	46,200円	39,800円	77万円 (77万円)	51万円 (51万円)	14万円 (14万円)	12万円 (12万円)	33万円未満	33万円+(24.5万円× 世帯主以外の加入者数)	33万円+(35万円 ×加入者数)
平成25年度	12.30%	50.00%	46,200円	39,800円	77万円 (77万円)	51万円 (51万円)	14万円 (14万円)	12万円 (12万円)	33万円未満	33万円+(24.5万円× 世帯主以外の加入者数)	33万円+(35万円 ×加入者数)
平成26年度	12.30%	50.00%	46,200円	39,800円	77万円 (81万円)	51万円 (51万円)	14万円 (16万円)	12万円 (14万円)	33万円未満	33万円+(24.5万円× 加入者数)	33万円+(45万円 ×加入者数)
平成27年度	12.30%	50.00%	46,200円	39,800円	81万円 (85万円)	51万円 (52万円)	16万円 (17万円)	14万円 (16万円)	33万円未満	33万円+(26万円×加 入者数)	33万円+(47万円 ×加入者数)
平成28年度	12.30%	50.00%	46,200円	39,800円	81万円 (89万円)	51万円 (54万円)	16万円 (19万円)	14万円 (16万円)	33万円未満	33万円+(26.5万円× 加入者数)	33万円+(48万円 ×加入者数)
平成29年度	12.30%	50.00%	46,200円	39,800円	81万円 (89万円)	51万円 (54万円)	16万円 (19万円)	14万円 (16万円)	33万円未満	33万円+(27万円×加 入者数)	33万円+(49万円 ×加入者数)
平成30年度	11.44%	-	46,200円	31,400円	85万円 (93万円)	52万円 (58万円)	17万円 (19万円)	16万円 (16万円)	33万円未満	33万円+(27.5万円× 加入者数)	33万円+(50万円 ×加入者数)
平成31年度	11.44%	-	46,200円	31,400円	89万円 (96万円 ※予定)	54万円 (61万円 ※予定)	19万円 (19万円)	16万円 (16万円)	33万円未満	33万円+(28万円×加 入者数)	33万円+(51万円 ×加入者数)※予定

※塗りつぶし欄は加賀市国民健康保険税で改正(H31は予定)のもの

平成31年度限度額引き上げの影響見込み

平成31年度年間平均		国保世帯数(見込み)		9,546世帯		
限度額 合計	限度額 超過額	限度額超過 世帯数(医療)	国保世帯に 占める割合	支援	介護	
85万円(現行)	9,123万円	225世帯	2.36%	195世帯	47世帯	
89万円(H31)	8,374万円	210世帯	2.20%	152世帯	47世帯	
差 分	749万円 調定額増	15世帯 限度額超過 世帯減	0.16% 限度額超過 世帯減	43世帯 限度額超過 世帯減	増減無し	

◎限度額引き上げの範囲内で限度額超過世帯すべてが影響の対象

平成31年度軽減拡大の影響見込み

平成31年度年間平均		国保世帯数(見込み)		9,546世帯		
		7割軽減	5割軽減	2割軽減	合計	軽減世帯の 割合
現行	世帯数	2,827世帯	1,459世帯	1,168世帯	5,454世帯	57.13%
	軽減額	152,646千円	65,726千円	21,538千円	239,909千円	-
H31年度 政令	世帯数	2,827世帯	1,499世帯	1,161世帯	5,487世帯	57.48%
	軽減額	152,646千円	67,479千円	21,477千円	241,601千円	-
差分 (H31-現行)	世帯数	0世帯	40世帯	-7世帯	33世帯	0.35%
	軽減額	0千円	1,754千円	-61千円	1,693千円	-

(国保連 国保税率試算システムにて試算)

国民健康保険資格の適用除外

◎条例化に至った経緯

- 生活保護、社会保険などは、国民健康保険の適用除外（国民健康保険法）
- 児童福祉施設に入所している児童、小規模住居型児童養育事業を行うもの又は里親に委託されている児童で民法上の扶養義務者（親族）のいないものを、市町村の条例により国民健康保険の適用除外とすることができるとしている（S34.6.20児企第42号厚生省児童局企画課長通知）ところ、県内でも統一して条例化されておらず、加賀市でも条例化されていなかった
- 平成30年度からの国保制度改革から、県内の事務取り扱いの標準化にも取り組んできたところであり、県内市町でもそれぞれ条例化することが望ましいとされた

◎適用除外となった児童の健康保険

- 実親などの扶養義務者の世帯員として扶養義務者住所地の国保資格を取得できる
- 児童相談所の発行する「受診券」で受診

以上から、対象児童にかかる保険税は民法上の扶養義務者とならない、児童福祉施設や里親などの負担とならないことになります

旧被扶養者の特例見直し

◎見直しの経緯及び内容

- 社会保険などの被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、社会保険などの扶養資格が無くなり、国民健康保険に加入された方を「旧被扶養者」という
- 旧被扶養者について、国民健康保険税条例施行規則により、旧被扶養者には応能割である所得割、応益割である均等割及び旧被扶養者のみである場合の平等割を50%となるよう減免し、後期高齢者医療制度と類似の保険税減免措置を実施している
- 後期高齢者医療制度における応益割(均等割・平等割)に係る保険料軽減措置は、平成31年度以降、資格取得日の属する月以後2年を経過までの間に限り実施することとされていることから、国民健康保険においても同様の扱いとなるよう見直す

《参考》 平成30年度(H31.1時点)旧被扶養者減免の状況

・対象世帯 43世帯

応益割	応能割		合計
所得割	均等割	平等割	
489千円	562千円	376千円	1,427千円

H31.4月以後、資格取得の月から2年経している旧被扶養者は、順次、応益割(均等割・平等割)減免特例の対象外となる

一部負担金減免要綱の改正

◎要綱改正の内容

- 加賀市では国民健康保険の一部負担金(受診者が医療機関へ支払う分)について、要綱により減免の取り扱いを定めている

要綱の基準

生活扶助基準の100%以下の者について、一部負担金を10割減免

生活扶助基準の100%以上110%未満の者について、一部負担金を8割減免

生活扶助基準の110%以上120%未満の者について、一部負担金を5割減免

- 平成30年10月1日から実施されている生活扶助基準の見直しに伴い、平成30年10月1日から段階的に見直し(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階)、現行の生活扶助基準からの減額幅を5%が限度となるように調整することとなったことから、これを基準とした要綱について影響が出ないよう対応
- これに伴い、平成32年10月の3段階目では
 - 110%基準について、 $110\% \times 1.05 = 115.5\%$
 - 120%基準について、 $120\% \times 1.05 = 126.0\%$ になるよう要綱を改正

【 前回の質問事項 】

- ・ 小橋委員 : 金額別に見た医療費の推移や特徴、
高額薬品と高額医療の関係
 - ・ 車谷委員 : 入院日数の増減と医療費の関係
 - ・ 小橋委員 : 健診未受診者で「治療中」の人の把握方法
 - ・ 大鶴委員 : 運動無料券をやめた理由
 - ・ 堂新橋委員 : 特定健診受診率と医療費等の関係について
- 資料①～③
- 資料④
- 資料⑤

資料① H27年度からH29年度の点数区分による件数・点数の割合の比較

	H27年度 年間平均被保険者数 18,041人				H28年度 年間平均被保険者数 16,926人				H29年度 年間平均被保険者数 15,867人			
	件数	件数の割合	点数合計	点数の割合	件数	件数の割合	点数合計	点数の割合	件数	件数の割合	点数合計	点数の割合
1 0 0 0 点未満	160,897件	0.5754	85,065,827点	0.1182	158,702件	0.5904	84,047,152点	0.1224	151,327件	0.5992	80,685,782点	0.1273
1 0 0 0 点以上 2 0 0 0 点未満	67,072件	0.2399	94,237,206点	0.1310	63,271件	0.2354	88,626,036点	0.1290	58,013件	0.2297	81,158,458点	0.1280
2 0 0 0 点以上 5 0 0 0 点未満	37,056件	0.1325	108,530,652点	0.1508	33,256件	0.1237	96,993,811点	0.1412	30,523件	0.1209	89,053,219点	0.1405
5 0 0 0 点以上 1 万点未満	6,059件	0.0217	40,879,604点	0.0568	5,573件	0.0207	37,590,587点	0.0547	5,175件	0.0205	34,799,338点	0.0549
1 万点以上 5 万点未満	6,088件	0.0218	163,234,369点	0.2268	5,683件	0.0211	153,345,110点	0.2233	5,335件	0.0211	144,510,254点	0.2279
5 万点以上 1 0 万点未満	1,772件	0.0063	119,931,355点	0.1667	1,567件	0.0058	106,503,593点	0.1551	1,531件	0.0061	104,131,040点	0.1643
1 0 万点以上	674件	0.0024	107,748,481点	0.1497	736件	0.0027	119,730,664点	0.1743	653件	0.0026	99,638,745点	0.1572
合計	279,618件	1.0000	719,627,494点	1.0000	268,788件	1.0000	686,836,952点	1.0000	252,557件	1.0000	633,976,835点	1.0000
被保険者一人当たり件数及び点数	15.50件		39888.45点		15.88件		40578.81点		15.92件		39955.68点	

- 年間平均被保険者数一人当たりの件数は増える傾向が見られる
- 1000点未満では、全体件数及び全体点数の割合が増える傾向が見られる
- H27年度、1000点未満の件数割合 0.5754

H27年度、1000点未満の点数割合 0.1182
- H29年度、1000点未満の件数割合 0.5992

H29年度、1000点未満の点数割合 0.1273
- (三年間で 0.0238増)

(三年間で 0.0091増)
- H28年度について、10万点(100万円)円以上の件数割合・点数割合が大きく、三年間で被保険者数一人当たりの点数が最も高くなっている

資料② H27年度からH29年度の入院レセプトの件数・日数・点数の比較

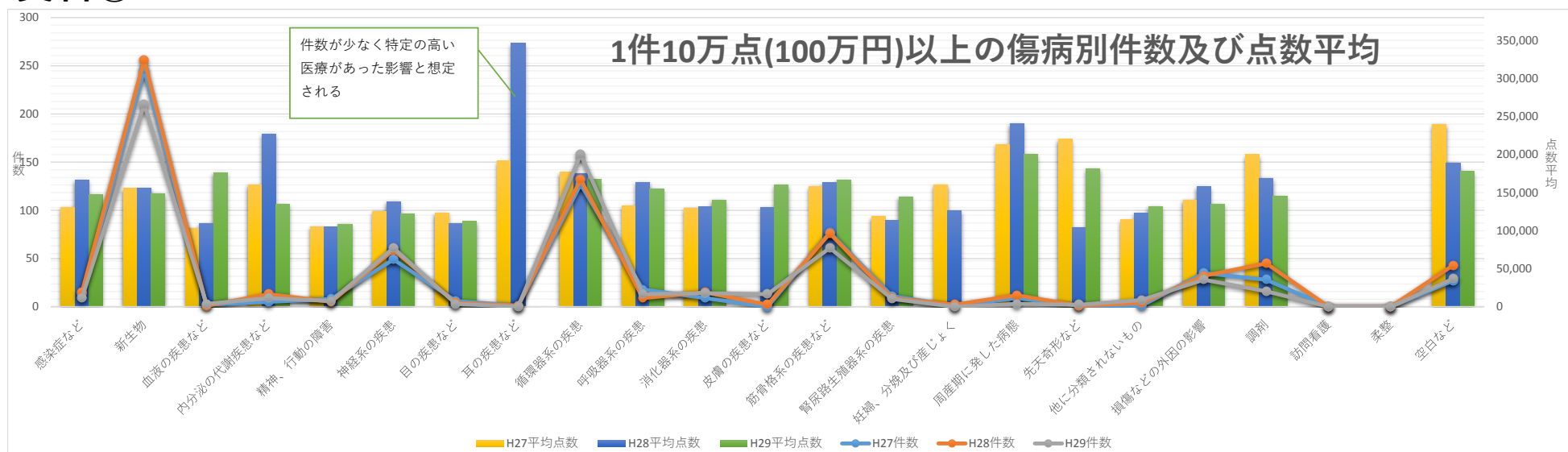
	H27年度				H28年度				H29年度			
	年間平均被保険者数	年間レセプト件数	年間レセプト点数		年間平均被保険者数	年間レセプト件数	年間レセプト点数		年間平均被保険者数	年間レセプト件数	年間レセプト点数	
	18,041人	279,618件	719,627,494点		16,926人	268,788件	686,836,952点		15,867人	252,557件	633,976,835点	
	入院件数	入院日数 合計	平均入院 日数	入院点数合計	入院件数	入院日数 合計	平均入院 日数	入院点数合計	入院件数	入院日数 合計	平均入院 日数	入院点数合計
1 0 0 0 点未満	62件	482日	7.77日	18,570点	85件	930日	10.94日	23,063点	60件	353日	5.88日	14,819点
1 0 0 0 点以上 2 0 0 0 点未満	17件	101日	5.94日	25,365点	18件	97日	5.39日	26,606点	6件	18日	3.00日	10,108点
2 0 0 0 点以上 5 0 0 0 点未満	183件	283日	1.55日	695,279点	175件	279日	1.59日	657,008点	161件	240日	1.49日	596,220点
5 0 0 0 点以上 1 万点未満	340件	967日	2.84日	2,624,240点	308件	779日	2.53日	2,353,296点	252件	647日	2.57日	1,954,626点
1 万点以上 5 万点未満	3,492件	58,766日	16.83日	107,666,356点	3,204件	54,975日	17.16日	100,378,498点	2,863件	50,544日	17.65日	90,458,394点
5 万点以上 1 0 万点未満	1,593件	35,748日	22.44日	108,141,405点	1,423件	33,035日	23.22日	97,004,069点	1,343件	30,063日	22.38日	91,090,399点
1 0 万点以上	631件	13,561日	21.49日	100,044,089点	648件	14,483日	22.35日	104,273,685点	571件	11,928日	20.89日	88,096,722点
合計	6,318件	109,908日	17.40日	319,215,304点	5,861件	104,578日	17.84日	304,716,225点	5,256件	93,793日	17.84日	272,221,288点
入院件数／年間レセプト件数	0.0226				0.0218				0.0208			
入院点数合計／年間レセプト点数	0.4436				0.4437				0.4294			
一件あたり入院レセプトの点数	50,525点				51,990点				51,792点			

- 一件当たり入院日数は若干の増
H27年度、一件当たり入院日数 17.40日 → H29年度、一人件たり入院日数 17.84日 (三年間で 0.48日の増)
- レセプト全体の点数に対する入院点数の割合は減少の傾向
H27年度、入院点数の割合 0.4436 → H29年度、入院レセプトの割合 0.4294 (三年間で ▲0.0142)
- 被保険者数が減少する中、10万点以上レセプトの入院件数について、H28年度は増加、H29年度は減少

資料③ 10万点(100万円)以上の傷病別比較

H27					→診療報酬改定							
					H28				H29			
傷病分類コード	件数	件数割合	点数合計	点数平均	件数	件数割合	点数合計	点数平均	件数	件数割合	点数合計	点数平均
100 感染及び寄生虫症	13	0.0193	1,693,478	130,268	15	0.0204	2,497,623	166,508	9	0.0138	1,330,227	147,803
200 新生物	246	0.3650	38,253,150	155,501	256	0.3478	39,989,609	156,209	210	0.3216	31,205,805	148,599
300 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	2	0.0030	206,138	103,069	1	0.0014	109,291	109,291	3	0.0046	528,915	176,305
400 内分泌、栄養及び代謝疾患	5	0.0074	799,809	159,962	13	0.0177	2,954,945	227,303	9	0.0138	1,216,536	135,171
500 精神、行動の障害	8	0.0119	842,641	105,330	5	0.0068	522,650	104,530	6	0.0092	651,498	108,583
600 神経系の疾患	49	0.0727	6,152,002	125,551	59	0.0802	8,145,889	138,066	61	0.0934	7,429,727	121,799
700 目及び付属器の疾患	6	0.0089	738,085	123,014	4	0.0054	437,560	109,390	3	0.0046	336,434	112,145
800 耳及び乳様突起の疾患	1	0.0015	191,361	191,361	1	0.0014	346,101	346,101	0	0.0000	0	#DIV/0!
900 循環器系の疾患	127	0.1884	22,440,212	176,695	132	0.1793	23,134,746	175,263	158	0.2420	26,409,089	167,146
1000 呼吸器系の疾患	18	0.0267	2,391,156	132,842	9	0.0122	1,471,115	163,457	13	0.0199	2,018,376	155,260
1100 消化器系の疾患	9	0.0134	1,165,971	129,552	15	0.0204	1,966,727	131,115	14	0.0214	1,964,005	140,286
1200 皮膚及び皮下組織の疾患	0	0.0000	0	#DIV/0!	2	0.0027	260,913	130,457	13	0.0199	2,087,736	160,595
1300 筋骨格系及び結合組織の疾患	77	0.1142	12,178,975	158,169	76	0.1033	12,384,943	162,960	61	0.0934	10,166,573	166,665
1400 腎尿路生殖器系の疾患	11	0.0163	1,303,313	118,483	9	0.0122	1,017,709	113,079	8	0.0123	1,155,073	144,384
1500 妊婦、分娩及び産じょく	1	0.0015	160,101	160,101	2	0.0027	251,962	125,981	0	0.0000	0	#DIV/0!
1600 周産期に発した病態	9	0.0134	1,916,806	212,978	12	0.0163	2,889,099	240,758	3	0.0046	602,526	200,842
1700 先天奇形、変形及び染色体異常	1	0.0015	219,977	219,977	1	0.0014	104,428	104,428	2	0.0031	363,255	181,628
1800 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	1	0.0015	114,069	114,069	4	0.0054	493,906	123,477	7	0.0107	923,293	131,899
1900 損傷、中毒及びその他の外因の影響	35	0.0519	4,901,872	140,053	32	0.0435	5,052,047	157,876	28	0.0429	3,775,148	134,827
調剤	28	0.0415	5,604,056	200,145	45	0.0611	7,587,330	168,607	16	0.0245	2,324,016	145,251
訪問看護	0	0.0000	0	#DIV/0!	0	0.0000	0	#DIV/0!	0	0.0000	0	#DIV/0!
柔整	0	0.0000	0	#DIV/0!	0	0.0000	0	#DIV/0!	0	0.0000	0	#DIV/0!
空白など	27	0.0401	6,475,309	239,826	43	0.0584	8,112,071	188,653	29	0.0444	5,150,513	177,604
674 1.0000 107,748,481 159,864					736 1.0000 119,730,664 162,678				653 1.0000 99,638,745 152,586			

資料③-2



- 1件10万点以上で件数の多いものは、「新生物」、「循環器」
- 循環器系の疾患(くも膜下出血、脳梗塞など)については、被保険者数が減少しているにもかかわらず増加している

資料①～③からの考察

- ・ 点数区分では、H27年度からH29年度にかけて1000点未満の件数割合・点数割合が増加し、1000点以上は減少していることから、高額診療が減り少額診療が増える傾向があると見られるが、受診回数は増える傾向にある
- ・ 入院の日は若干増えたが、全体のレセプトに対し入院が占める件数や点数の割合は減少している
- ・ 10万点(100万円以上)の傷病の状況から、「新生物」「循環器」が、いずれの年度でも点数合計の上位であり、医療費を抑えるために考慮すべき傷病であると思われる
- ・ H28年度は被保険者数が減少する中で10万点(100万円)以上の入院が件数が増えており、10万点以上の傷病別区分では「新生物」が前年より増加していることから、H28年度は抗がん剤等の超高額医薬品の適用拡大されたことが医療費の増加に影響したものと予想される
- ・ H29年度では10万点(100万円)以上の入院件数が大きく減少し、被保険者数が減少があるものの、10万点以上の傷病別区分の「新生物」の件数が大きく減少していることから、H29年2月の超高額医薬品の緊急薬価改定(値下げ)など高額薬剤の薬価が影響しているものと予想される
- ・ 結果として、被保険者一人当たりの保険給付費がH27年度からH28年度にかけて上がり、H29年度に下がる要因になっているものと予想される

資料④

健診未受診者で「治療中」の人の把握方法

- ・前回資料P25国保特定健診対象者の状況の治療中者については、KDBシステムを活用して、高血圧・糖尿病・脂質異常症の3疾患治療中の者を抽出している。
- ・医療機関に提供している特定健診受託医療機関ごとの健診勧奨者リストは、加賀市国保の特定健診対象者で、平成30年1月から6月までに1回でもレセプト（筋骨格系及び歯科レセプトを除く）がある単一医療機関受診者（複数医療機関を受診者は除く）を抽出（8月、12月）。

※よって、上記の対象となる治療中者には相違がある。

平成31年度は、より効果的な対象者を抽出するため、リスト作成業務を業者へ委託する予定。

運動無料券をやめた理由

	申込者数	利用者		5回終了者（利用者のうち）					
		人数	割合	終了数	割合	体重減少の人数	腹囲減の人数	運動習慣増加者数	運動習慣増加割合
全体合計	229	136	59.4%	94	69.1%	19	45	69	73.4%

約3割が利用中断となっているが、その理由として

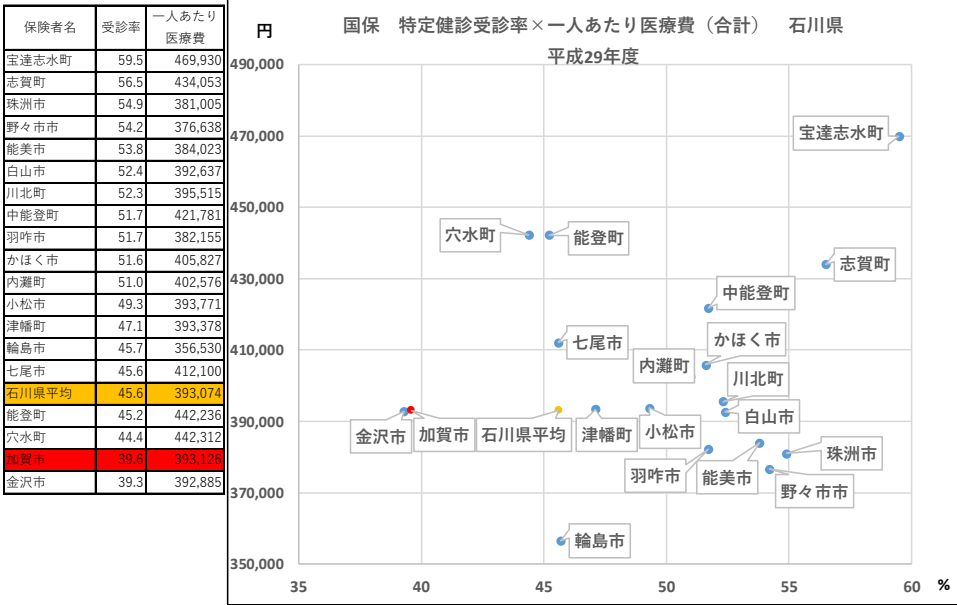
- ・大雪のため（通えなくなった、施設も休館となった等）
- ・利用開始が遅く、期間内に終了できなかった
- ・友人、夫婦で利用していたが、日程が合わなくなった
- ・参考になり、後は自分でできると思った

資料⑤

特定健診受診率と医療費等の関係について

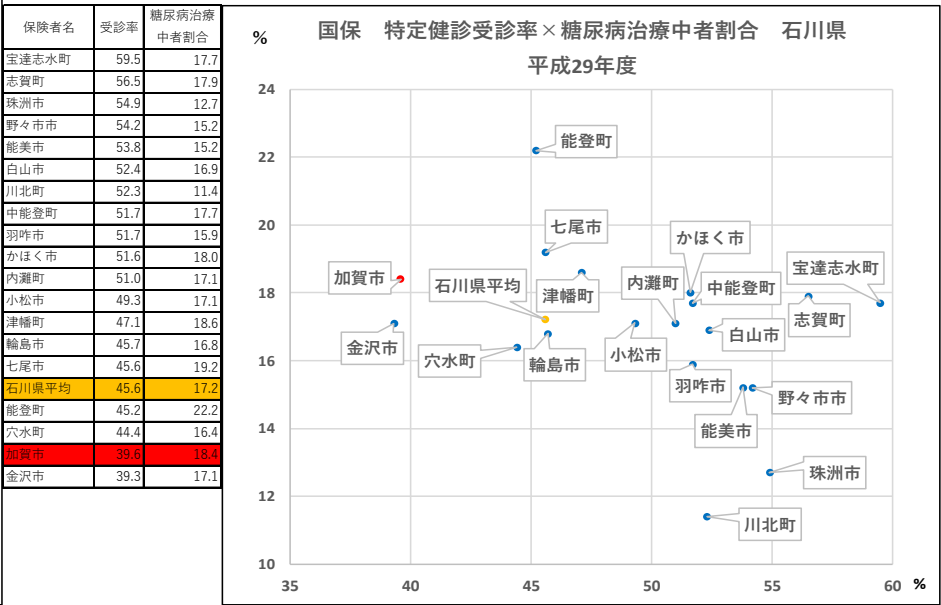
(図1)

県内特定健診受診率と一人あたり医療費(合計)
(平成29年度)



(図2)

県内特定健診受診率と糖尿病治療中者割合
(平成29年度)



資料: 国保連合会(特定健診法定報告、平成29年度分レセプト)より

- ・特定健診受診率と一人あたり医療費の相関はみられない(図1)
- ・特定健診受診率と糖尿病治療中者の相関はみられないが、糖尿病治療中者の割合は高い状況にある(図2)

※加賀市においては治療中で未把握者の分が未受診となっていることも想定される